

「保有個人情報の開示・不開示等の決定基準について」の一部改正について

1. 改正の概要

「刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）」の施行（令和7年6月1日）等に伴う引用箇所の修正その他形式的な変更について、所要の改正を行う。

2. 施行日

令和7年6月1日